

現行規定と改正後の規定事項の整理（赤線は考え方を（一部）見直したもの、青線は考え方を継承したもの）

現行規定	改正後の規定事項（案）
武蔵野市長期計画条例	武蔵野市長期計画条例
第1条（趣旨）	1 趣旨
第2条第1項（長期計画に定める事項）	2 定義
第2項（長期計画の計画期間）	・ 市政運営の基本理念
第3項（市が実施する政策の根拠）	・ 基本施策
第3条（実行計画の見直し）	・ 実行計画
第4条第1項（市民等の参加機会の確保）	・ 展望計画
第2項（策定委員会の設置）	・ 調整計画
第5条（議決事項）	3 計画制定の理念
第6条（市長の責務）	4 長期計画
第7条（他の計画との関係）	・ 長期計画に定める事項
第8条（委任）	・ 議決事項
武蔵野市長期計画条例施行規則	・ 長期計画の計画期間
第1条（趣旨）	・ 次期長期計画の策定
第2条（市政運営の基本理念の定義）	・ 市が実施する施策及び事業の根拠
第3条（長期計画を根拠とする政策）	5 調整計画
第4条第1項（調整計画の定義）	・ 調整計画の策定の原則
第2項（調整計画の策定期間）	・ 臨時的な調整計画の策定
第3項（調整計画の計画期間）	・ 調整計画の計画期間
第5条（次期長期計画の策定）	・ 調整計画と展望計画の関係
第6条第1項（策定委員会の委員構成）	6 市民等の参加
第2項（正副委員長）	・ 市民、議員、職員の参加機会の確保
第3項（委員長の職務）	・ 策定委員会の設置
第4項（副委員長の職務）	・ 計画案の尊重
第5項（会議の招集）	7 策定委員会
第6項（計画案の策定）	・ 委員構成
第7項（計画案の尊重）	・ 委員の任期
第8項（策定委員会の庶務）	・ その他の事項の規則への委任
第7条（施策の大綱の定義）	8 進捗管理等
第8条（実施状況の管理）	・ 施策及び事業の実施と管理
第9条（委任）	・ 他の計画との関係
	9 委任
	武蔵野市長期計画等策定委員会規則（仮称）
	① 趣旨
	② 用語の定義
	③ 委員長及び副委員長
	・ 人数及び選任の方法
	・ 委員長の職務
	・ 副委員長の職務
	④ 会議の招集
	⑤ 計画案の策定
	⑥ 委員会の庶務
	⑦ 委任